

## 保険契約者代理特約条項等の変更に関するお知らせ

第一フロンティア生命保険株式会社(代表取締役社長:明石 衛)では、ご契約者さまご自身がご契約に関するお手続きを行う意思表示が困難である場合等に、ご契約者さまがあらかじめ指定した「保険契約者代理人」が、ご本人に代わってご契約上の様々なお手続きを行うことができる「保険契約者代理特約」を取り扱っています。

今般、さらなるお客さまの利便性向上のため、下記のとおり「保険契約者代理特約条項」および「契約内容ご案内制度(規約)」の変更を行います。

### 記

#### 1. 変更内容

保険契約者代理人の指定または変更において、その時点で被保険者がすでに亡くなっている場合には、その指定または変更の際しての被保険者の同意を不要とする等の変更を行います。(下線部分が、この度変更した部分となります。)

保険契約者代理特約条項
(特約の締結) 第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意(被保険者の死亡後はこれを要しません。)および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
(保険契約者代理人による代理手続) 第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないうづのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意(被保険者の死亡後はこれを要しません。)および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類(別表1)を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。 (1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合 (2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合 (以下省略)
(保険契約者代理人の変更) 第3条 保険契約者は、被保険者の同意(被保険者の死亡後はこれを要しません。)および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。 2. 保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類(別表1)を提出してください。

契約内容ご案内制度(規約)

第2条(本制度の利用者)

1. 本契約において「保険契約者」とは、普通保険約款を契約の内容とする保険契約を締結した者をいいます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。
2. 本規約において「保険契約者代理人」とは、保険契約者が被保険者の同意(被保険者の死亡後はこれを要しません。)を得て指定または変更した保険契約者代理人をいいます。

(以下省略)

第 11 条(個人情報の利用および第三者提供)

1. 当社は、保険契約者、保険契約者代理人および指定代理請求人の情報、本制度の申込書に記載された事項その他本制度に係る取引の過程で知り得た情報を、次に掲げる業務に必要な範囲でのみ利用します。

(1)各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等の支払い

(2)当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供(※)、ご契約の維持管理

(3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

(4)その他保険に関連・付随する業務(※)

(※)取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、広告等の配信等を行うことを含みます。

(以下省略)

2. 変更対象

保険契約者代理特約条項  
契約内容ご案内制度(規約)

3. 変更の効力発生時期

2025年4月1日より

以上